

政 務 活 動 費 マ ニ ュ ア ル

平成 2 5 年 6 月作成
(令和 7 年 9 月一部改正)

加 賀 市 議 会

I 政務活動費の使途基準

1 基本方針

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで及び加賀市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、加賀市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。したがって、政務活動費は、その趣旨に則った経費以外に使用することがあってはならない。

また、加賀市においては、政務活動費が加賀市議会議員（個人）に対して交付されるため、その使途は、調査研究その他活動のための経費として、社会通念上妥当な金額の範囲において、議員各自が自主性に基づき決定するものであり、議員各自において使途内容に対する説明責任を果たさなければならない。

さらに、政務活動費において、地方自治法では、議長に使途の透明性の確保の努力義務が課されており、条例にて、使途を明文化し、何人も収支報告書等を閲覧できる規定を設けている。

よって、使途の透明性の確保に一層努めるとともに、議員各自が使途内容の説明責任を果たすために、使途基準を明確にし、かつ、政務活動費を有効活用することで、加賀市の発展に寄与することを目的とし、政務活動費の手引きを作成する。

2 使途項目(条例第 5 条)

項 目	内 容
① 調 査 研 究 費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 ----- (交通費、宿泊費、調査委託費等)
② 研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費 ----- (会場費、機器借上費、講師謝金、出席者負担金、交通費、宿泊費等)
③ 広 報 費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 ----- (広報紙等印刷費、ホームページ作成・維持管理費、送料、会場費等)

項 目	内 容
④ 広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 ----- (資料等作成・印刷費、会場費等)
⑤ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 ----- (資料等作成・印刷費、交通費、宿泊費等)
⑥ 会 議 費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 ----- (資料等作成・印刷費、会場費、会費等)
⑦ 資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 ----- (印刷費、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
⑧ 資 料 購 入 費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 ----- (書籍購入費、新聞資料代)
⑨ 調 査 経 費	議員が行う活動のために必要な通信及び車両燃料に関する経費 ----- (データ通信料、電話料金、ガソリン代等)

Ⅱ 使途基準の運用指針

1 実費弁償の原則

政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、調査研究その他の活動に要した実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

ただし、調査研究その他の活動のために要した交通費、宿泊費等は、公費での出張との関係から、一定の基準で充当する。

2 按分の指針

議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究その他の活動と一体とな行われる場合がある。

よって、活動に要した費用全額に政務活動費を充当することが不適当な場合は、議員各自がそれぞれ合理的方法により按分することとする。

按分例：活用割合による按分（広報紙発行、ホームページ作成・維持管理費等）

3 証拠書類への記載

按分により政務活動費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にし、領収書その他の証拠書類に、按分率及び按分額を付記する。

4 支出基準・使途の疑義による取り決め事項

別紙（P 8 後 A 3 資料）の支出基準に留意し、適正な支出に努める。

また、これまでに使途に疑義が生じ、議員間で取り決めた次ページの事項についても留意しなければならない。

○政務活動費の広報費の取り扱いについて(平成23年4月交付分から)

③広報費	備 考
・ 広報紙等印刷費	1. 個人の会報紙については、記事の内容を精査し、政務活動以外の記事を載せている場合は按分をする。 2. 会派新聞については、記事の内容を精査し、按分する。
・ 送料	1. 広報紙の按分と同様とする。

※ 政務調査費研究会にて検討

○政務活動費の広報紙の取り扱いについて(平成24年4月交付分から)

③広報費	備 考
・ 広報紙等印刷費	1. 政務活動費に充当しようとする広報紙は、政党名、会派名の記載は個人名の肩書きとして掲載するものとする。 2. 文字の大きさについては、個人名より小さく、広報紙文書中の文字と同程度のものとする。

※ 議会活性化特別委員会にて検討

○政務活動費の会費の取り扱いについて(平成25年4月交付分から)

⑥会議費	備 考
・ 団体等の総会等の会費	1. 個人の立場で加入している団体等に対する会費は認めない。 2. 単に親睦・飲食、政党・宗教活動を主たる目的に開催したものは認めない。 「個人の立場で加入している団体等の例」 町内会、PTA会、婦人会、老人クラブ、ロータリークラブ等
・ 友好協会の会費	1. 日中友好協会などの会費は、直接政務活動に結びつくものではなく、個人の立場が強いため、認めない。 2. 姉妹都市提携等、市政に直接結びつくものは認める。
・ 意見交換会の会費	1. 単に親睦・飲食、政党・宗教活動を主たる目的に開催したものは認めない。 ※酒類が提供される場の会費は認めない。

※ 議会活性化特別委員会にて検討

○政務活動費の新聞代の取り扱いについて（平成２５年４月交付分から）

⑧資料購入費	備 考
・新聞代	１． ２紙以上の場合に認める。 ２． 一月の総額から 3,000 円（１紙相当分）を差し引いた額とする（ <u>上限額はなし</u> ）。 ３． 同一のものを２紙以上購読している場合は、１紙のみ充当することができる。 ４． 所属の有無に限らず、政党の機関誌は充当することができる。 ５． スポーツ新聞・マンガ等の趣味・娯楽の類は認めない。

※ 議会活性化特別委員会にて検討

○政務活動費のガソリン代の取り扱いについて（平成２５年４月交付分から）

⑨調査経費	備 考
・ガソリン代	１． 充当割合は総額の 1/4 とし、上限額は一月 1 万円とする（例：一月 20,000 円分のガソリン使用の場合は、1/4 の 5,000 円分が充当できる）。 ※私的 1/2、政務活動以外の議員活動 1/4、政務活動 1/4 ２． 研修等で車を使用した場合であっても、研修費での計上ではなく、調査経費の 1/4 に充当する。

※ 議会活性化特別委員会にて検討

○政務活動費のガソリン代の領収書について（平成２６年４月交付分から）

⑨調査経費	備 考
・ガソリン代領収書	１． ガソリン代の領収書は、年月日、数量、金額が分かるものを添付することとし、１カ月分など複数回の給油を合算した領収書の場合は、給油ごとに詳細が分かる明細等を添付すること。

※ 議会活性化特別委員会（H27. 2）にて検討

５ 政務活動費に係る研究

随時、政務活動費に関する最新の判例や議員各員の支出内容について調査研究し、適正な支出に努める。

Ⅲ 会計処理

1 会計帳簿の整理保管

議員各自は、政務活動費による支出について、会計帳簿を整理し、その内訳を明確にするとともに、領収書等の証拠書類を整理し、議長に提出しなければならない。

2 証拠書類の整備

議員各自は、支出したことを証明する書類として、領収書、受領書、その他これらに類する書類を整理し、その写しを収支報告書提出時に添付するとともに、提出期限の日から起算して5年を経過するまで原本を保管しなければならない。

（原則として、5万円以上の領収書には、領収書の発行側に収入印紙を貼る義務がある。）

3 会計帳簿類の整備

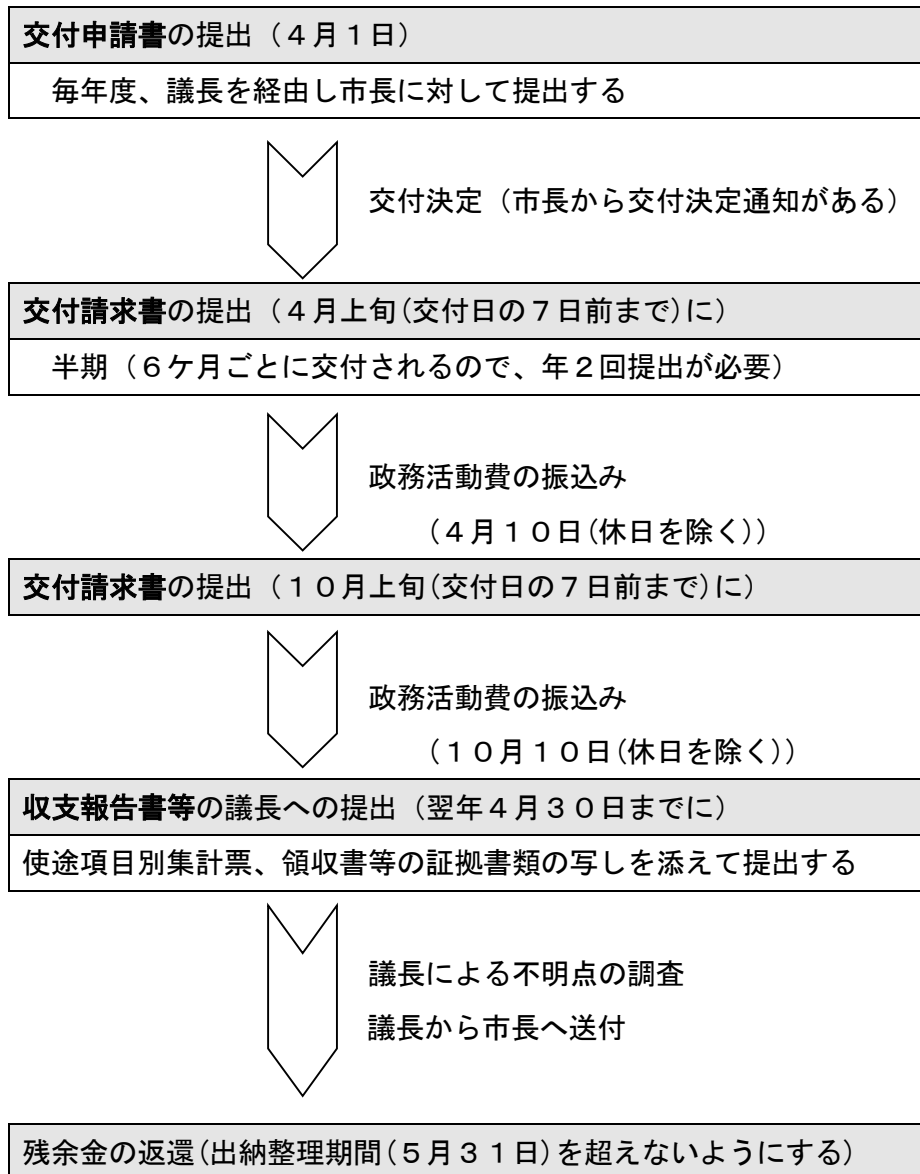
会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、年度末の収支報告書とともに提出すべき書類は下記のとおりである。

- ・ 視察調査報告書（調査研究費関係）
- ・ 調査委託報告書（調査研究費関係）
- ・ 研修報告書（研修費関係）
- ・ 要請陳情活動報告書（要請・陳情活動費関係）

※ 通帳は各自が管理する

Ⅳ 交付申請・収支報告

1 年間スケジュール



2 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 交付請求書
- ・ 収支報告書
- ・ 使途項目別集計票
- ・ 領収書等の証拠書類の写し

V 収支報告書等の公開（閲覧）

1 収支報告書等の公開・閲覧

議長に提出された収支報告書や領収書等の写しは、条例第 8 条第 2 項の規定により何人も閲覧することができ、また、加賀市情報公開条例に基づく請求があった場合は、公開される（写しの提供あり）文書である。

2 非公開情報

証拠書類等の写しに、加賀市情報公開条例第 7 条に規定する情報が記録されている場合は、この情報部分を除き公開・閲覧する。

○情報公開条例第 7 条の規定による非公開

ア 特定の個人が識別できる情報

イ 公開することで、個人の権利権益を害するおそれがある情報

ウ 法人その他の団体、事業を営む個人の情報で、公開することにより権利・利益を害するおそれがある情報

（事例）

・意見交換の相手方氏名 ・雇用した職員の住所・氏名・電話番号 等

Ⅱ 使 途 基 準 の 運 用 指 針

4 支 出 基 準 （ 具 体 例 ）

項 目	注意事項	具体例 認める(○)、禁止(×)			備考	
		科 目	具体的な内容			
① 調査研究費	視察調査報告書（目的、調査先、具体的な内容、行程等）を収集した資料と共に提出する。 調査委託については、調査委託報告書（目的、具体的な調査内容等）を委託成果品と共に提出する。 宿泊費については、領収書を貼付する。（領収書は、素泊まり、一食付、二食付の区分が明記されているもの（※2参照））	交通費・宿泊費等	海外視察費	○	必要性があり、実地へ行くほかに合理的な方法により実施できない場合に限り、社会通念上認められる範囲で可能とする。視察調査報告書及び行程表を提出すること。	
			随行者の経費	×	特別な事情がある場合に限り認める。（活動報告書に理由を記載）	
			選挙の支援活動に係る経費	×		
		交通費	電車、バス、タクシー、飛行機、高速道路料金	○	領収書が取れないものは、行程に詳細に記入する。特急料金の距離制限はないが、金沢駅から福井駅までの間を目的地等とする場合、北陸新幹線は利用できない。	
			自家用車のガソリン代	×	調査経費の按分があり、その分に充当する。	
			特別運賃（グリーン席、ビジネスクラス等）	×		
		宿泊費等	宿泊費	○	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定に基づき、都道府県別上限付きの実費額を充当する。（※1参照）	
			宿泊手当	○	宿泊に伴う掛かり増し分を含む諸雑費として区分に応じて充当する。（※2参照）	
		雑費	視察先への手土産	○		
			フィルム代、現像代	○	調査研究結果報告用。	
			入場料・入館料	○	調査研究に必要な場合のみ。	
		調査委託費	調査委託費	○	調査委託内容、調査委託結果等を調査委託報告書に添付して提出。	
親族に対する調査委託費	×		特別な事情がある場合に限り認める。（調査委託報告書に理由を記載）			
② 研修費	研修報告書（目的、内容、成果、行程等）を提出する。 研修会開催時には、日時・内容等が分かる資料(配付資料・開催案内)を添付する。 宿泊費については、領収書を貼付する。（領収書は、素泊まり、一食付、二食付の区分が明記されているもの（※2参照））	主催者側	会場費	会場使用料金	○	研修会を開催するために必要な会場代。
			機器借上費	音声機器等の使用料金	○	
			資料印刷費等	研修会に係るもの	○	
			送料	研修会開催案内発送費用（郵送代、封筒代）	○	
			講師謝金	講師への謝礼	○	
		参加者側	出席者負担金	一般研修会受講料	○	
				政党・政治団体が主催する研修会の参加費	×	
				パソコン講座の受講料	×	個人資質向上のためであり、政務活動ではない。
			交通費	電車、バス、タクシー、飛行機、高速道路料金	○	領収書が取れないものは、行程に詳細に記入する。特急料金の距離制限はないが、金沢駅から福井駅までの間を目的地等とする場合、北陸新幹線は利用できない。
				自家用車のガソリン代	×	調査経費の按分があり、その分に充当する。
				特別運賃（グリーン席、ビジネスクラス等）	×	
			宿泊費等	宿泊費	○	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定に基づき、都道府県別上限付きの実費額を充当する。（※1参照）
				宿泊手当	○	宿泊に伴う掛かり増し分を含む諸雑費として区分に応じて充当する。（※2参照）

項 目	注意事項	具体例 認める(○)、禁止(×)			備考	
		科 目	具体的な内容			
③ 広報費	広報紙等の現物を添付する。 報告会開催時には、日時・内容等が分かる資料(配付資料・開催案内)を添付する。	広報紙等印刷費	議会報告・ニュース	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
			後援会の広報紙、パンフレット	×		
			報告会資料	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		ホームページ作成・維持管理費	作成料、委託料、プロバイダ料金	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		送料	広報紙発送費用(郵送代、封筒代)	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
			報告会開催案内発送費用(郵送代、封筒代)	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		会場費	町民会館等の使用料	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		茶菓子代	報告会に係るもの	○	茶菓子代のみ。(弁当・お酒は認めない。)ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
人件費	広報紙等の作成、封筒詰作業	○	日額又は時給額は、市の基準に準じる。ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)			
④ 広聴費	広聴会開催時には、日時・内容等が分かる資料(配付資料・開催案内)を添付する。	資料印刷費等	広聴会、市民相談業務等に係るもの	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		送料	広聴会、市民相談業務等に係るもの(郵送代、封筒代)	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		会場費	町民会館等の使用料	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
		茶菓子代	広聴会、市民相談業務等に係るもの	○	茶菓子代のみ。(弁当・お酒は認めない。)ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)	
⑤ 要請・陳情活動費	要請陳情活動報告書(目的、活動先、具体的な内容、行程等)を収集した資料と共に提出する。 宿泊費については、領収書を貼付する。(領収書は、素泊まり、一食付、二食付の区分が明記されているもの(※2参照))	資料印刷費等		○		
		送料	要請・陳情等に係るもの(郵送代、封筒代)	○		
		交通費	電車、バス、タクシー、飛行機、高速道路料金	○	領収書が取れないものは、行程に詳細に記入する。特急料金の距離制限はないが、金沢駅から福井駅までの間を目的地等とする場合、北陸新幹線は利用できない。	
			自家用車のガソリン代	×	調査経費の按分があり、その分に充当する。	
			特別運賃(グリーン席、ビジネスクラス等)	×		
		宿泊費等	宿泊費	○	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定に基づき、都道府県別上限付きの実費額を充当する。(※1参照)	
			宿泊手当	○	宿泊に伴う掛かり増し分を含む諸雑費として区分に応じて充当する。(※2参照)	
		雑費	名刺代	×	※政務調査費時の判例では、「一般の議員活動の範疇にとどまるものであり、政務調査費から支出することはできない」とのこと。	
⑥ 会議費	議員が行なう各種会議の場合は、日時・内容等が分かる資料(配付資料・開催案内)を添付する。	主催者側	会場費	会場使用料金	○	会議を開催するために必要な会場代。ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)
			機器借上費	音声機器等の使用料金	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)
			資料印刷費等	議員が行う各種会議に係るもの	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)を掲載している場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)
			送料	会議開催案内発送費用(郵送代、封筒代)	○	ただし、政務活動以外(政党活動等)の内容がある場合は、他の活動と按分する。(按分例1/2)
		参加者側	会費	団体の総会等の会費	○	ただし、個人の立場で加入している団体会費や、単に親睦・飲食、政党・宗教活動を主たる目的に開催したものは認めない。※酒類が提供される場の会費は認めない。
				団体の意見交換会等の会費	○	ただし、単に親睦・飲食、政党・宗教活動を主たる目的に開催したものは認めない。※酒類が提供される場の会費は認めない。
				友好協会の会費	×	□□友好協会などの会費は、政務活動に直接該当しないので、認めない。ただし、姉妹都市提携等、市政に直接関係するものは認める。
				政党・政治団体の年・月会費	×	政党活動となるため認めない。
				政党のパーティ、政治資金パーティ	×	
				差し入れなど	×	祭り、地域行事、スポーツ大会への差し入れや町内会集会等への寸志・差し入れは認めない。
				冠婚葬祭、中元、年賀状、祝電	×	交際費的なものは認めない。

項 目	注意事項	具体例 認める(○)、禁止(×)			備考
		科 目	具体的な内容		
⑦ 資料作成費	印刷製本した場合は、成果品を添付する	印刷費	コピー代金	○	
		翻訳料	翻訳料金	○	
		事務機器購入費	パソコン、プリンター、デジカメ、コピー、ファクシミリ、携帯電話機等の購入・リース料	○	充当割合は1/2とする。 10万円以上のものは、リースが望ましい。
		雑費	プリンターインク、コピー用紙	○	
			備品(ロッカー)	×	
		人件費	政務活動資料の作成	○	日額又は時給額は、市の基準に準じる。
⑧ 資料購入費	領収書に購入した新聞名、書籍名を記入する	新聞資料代	一般紙、機関紙	○	2紙以上の場合に認める。 一月の総額から3,000円(1紙相当分)を差し引いた額とする(上限はなし)。 なお、同一のものを2紙以上購読している場合は、1紙のみとする。 ※スポーツ新聞、マンガ等の趣味・娯楽の類は認めない。
		書籍購入費	書籍の購入	○	領収書に書籍名を記入する。 電子書籍も可とする。ただし、電子書籍用の端末機器や電子書籍と一体となった電子辞書等は⑦資料作成費の事務機器に該当する。 ※スポーツ新聞、マンガ等の趣味・娯楽の類は認めない。
⑨ 調査経費	領収書を添付する。	通信費	上記項目毎に区分することが合理的でない電話(固定・携帯)・FAX料金・データ通信料	○	充当割合は総額の1/4とする(一月の上限:1万円)。 ※考え方は、私的1/2、政務活動以外の議員活動1/4、政務活動1/4 領収書は年月日、電話番号、料金内訳の詳細が分かる明細書を添付すること。
		車両燃料費	上記項目毎に区分することが合理的でないガソリン代	○	充当割合は1/4とする(一月の上限:1万円)。 ※考え方は、私的1/2、政務活動以外の議員活動1/4、政務活動1/4 領収書は、年月日、数量、金額が分かるものを添付することとし、1カ月分など複数回の給油を合算した領収書の場合は、給油ごとに詳細が分かる明細等を添付すること。

※ 1 都道府県別の宿泊費上限額 単位：円

	都道府県	上限額
1	埼玉県、東京都、京都府	27,000
2	福岡県	25,000
3	千葉県	24,000
4	神奈川県、新潟県	22,000
5	香川県	21,000
6	熊本県	20,000
7	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000
8	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000
9	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000
10	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000
11	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000
12	福島県、鳥取県、山口県	11,000

※宿泊税は上限に含みます。

※入湯税は含みません。領収書に入湯税が含まれている場合は控除した額が充当額となります。

以上は、あくまでも例示であり、支出した内容について、議員各自が、市民に対して、合理的な説明ができるものであること。

※ 2 宿泊手当 単位：円

	宿泊に伴う掛かり増し費用	支給金額
1	素泊まり	2,400
2	一食付(朝食、夕食のいずれか)の宿泊	1,600
3	二食付(朝食、夕食の両方)の宿泊	800

※宿泊する内容に応じて、いずれかの額を支給します。